

# 高島病院 介護医療院 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会医療法人祐愛会が開設する高島病院介護医療院（以下「当施設」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、長期にわたり療養を必要とする要介護者(以下「入所者」)に対し、介護保険法令の趣旨に従って適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 当施設は長期にわたり療養が必要な入所者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。

- 2 当施設は入所者の意思及び人格を尊重し常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。
- 3 当施設は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当施設は入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 当施設は介護医療院サービスを提供するに当たっては介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

## (施設の名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : 高島病院 介護医療院
- (2) 所在地 : 佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里 1831 番地 18

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は当施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに従業者に介護医療院の事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1.3人以上(常勤換算)

医師は入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

(3) 薬剤師 1人以上

薬剤師は施薬、処方、及び服薬指導を行う。

(4) 看護職員 10人以上

看護職員は医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

(5) 介護職員 15人以上

介護職員は入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

(6) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1人以上

入所者の心身の諸機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるため、適切なリハビリテーションを計画的に行う。

(7) 管理栄養士 1人以上

管理栄養士は入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は施設サービス計画の作成等を行う。

(9) 事務員 1人以上

介護報酬に関する事務など必要な事務を行う。

(入所定員)

第5条 当施設はI型介護医療院であり施設入所の定員は60人とする。

(介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の管理

(2) 看護

(3) 医学的管理下の介護

(4) 機能訓練、その他必要な医療

(5) 日常生活上の世話

(6) レクリエーション行事

(7) 栄養管理

(8) 口腔衛生の管理

(利用料等その他の費用)

第7条 当施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合に記載の割合に応じた額とする。

- 2 その他の費用として、食費、居住費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、入所者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けられるものとする。費用及び金額は重要事項説明書に記載のとおりとする。
- 3 介護医療院サービスの提供に当たって、入所者又は家族に対してサービスの内容、費用について文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 入所者は当施設の規律を守り医師や看護師等の指示に従う。
- (2) 入所者は喧嘩、口論、又は暴行等他の利用者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 入所者は当施設の設備及び備品を利用するにあたっては、職員の指示や、取り扱い要領に従い当該設備等を破損することのないよう、または安全性の確保に留意するものとする。
- (4) 入所者は営利行為、宗教活動、政治活動は行ってはならない。

(身体拘束等)

第9条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者の生命または身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、入所者、若しくは家族から書面により同意を得るとともに適切に記録、評価を行う。

- 2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止)

第10条 当施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な看護・介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第12条 当施設は消防法の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに年2回以上、避難、救出、その他必要な訓練を行う。

- 2 当施設は訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする

- 2 当施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を計画的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生防止及び発生時の対応について)

第14条 当施設は事故の発生、又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法が記載された事故発生のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 当施設は入所者に対する介護医療院サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(衛生管理)

第15条 当施設は入所者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。又医薬品及び、医療機器の管理についても適正な管理を行う。

- 2 当施設において感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(苦情処理)

第16条 当施設は提供した介護医療院サービスに関する入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる。

- 2 苦情を受け付けるための窓口を設置し苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録する。
- 3 当施設は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行う。

(個人情報の保護)

第17条 当施設は入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 施設が得た入所者又は家族の個人情報について介護医療院サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、書面にて入所者又は家族の同意を得る。

3 当施設職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(その他運営についての留意事項)

第18条 当施設の運営に関する留意事項を次のとおりとする。

(1) 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

(2) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、明朗な態度で接する。

(3) 入所者に適切な介護医療院サービスが提供できるよう業務体制を整備し従事者の資質向上を図るため、研修の機会を設ける。

(4) 従業者は業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持する。

(5) 当施設の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(6) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。